

事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係「16. 暗号資産交換業者関係」(新旧対照表)

現行	改正案
<p>Ⅱ－２ 業務の適切性等</p> <p>Ⅱ－２－１ 法令等遵守</p> <p>Ⅱ－２－１－４ 取引時確認等の措置</p> <p>Ⅱ－２－１－４－２ 主な着眼点</p> <p>暗号資産交換業者の業務に関して、取引時確認等の措置及びマネロン・テロ資金供与対策ガイドライン記載の措置を的確に実施し、テロ資金供与やマネー・ローンダリングといった組織犯罪等に利用されることを防止するため、以下のような態勢が整備されているか。</p> <p>(1) 取引時確認等の措置及びマネロン・テロ資金供与対策ガイドライン記載の措置を的確に行うための一元的な管理態勢が整備され、機能しているか。</p> <p>特に、一元的な管理態勢の整備に当たっては、以下の措置を講じているか。</p> <p>(注) 取引時確認等の措置の的確な実施に当たっては、「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」(平成 24 年 10 月金融庁)を参考にすること。</p> <p>① (略)</p> <p>② テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスクについて調査・分析し、その結果を勘案した措置を講じるために、以下のような対応を行うこと。</p> <p>イ～ハ (略)</p>	<p>Ⅱ－２ 業務の適切性等</p> <p>Ⅱ－２－１ 法令等遵守</p> <p>Ⅱ－２－１－４ 取引時確認等の措置</p> <p>Ⅱ－２－１－４－２ 主な着眼点</p> <p>暗号資産交換業者の業務に関して、取引時確認等の措置及びマネロン・テロ資金供与対策ガイドライン記載の措置を的確に実施し、テロ資金供与やマネー・ローンダリングといった組織犯罪等に利用されることを防止するため、以下のような態勢が整備されているか。</p> <p>(1) 取引時確認等の措置及びマネロン・テロ資金供与対策ガイドライン記載の措置を的確に行うための一元的な管理態勢が整備され、機能しているか。</p> <p>特に、一元的な管理態勢の整備に当たっては、以下の措置を講じているか。</p> <p>(注) 取引時確認等の措置の的確な実施に当たっては、「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」(平成 24 年 10 月金融庁)を参考にすること。</p> <p>① (略)</p> <p>② テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスクについて調査・分析し、その結果を勘案した措置を講じるために、以下のような対応を行うこと。</p> <p>イ～ハ (略)</p>

事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係「16. 暗号資産交換業者関係」(新旧対照表)

現行	改正案
<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>③ 適切な従業員採用方針や顧客受入方針を策定すること。</p> <p>④ 必要な監査を実施すること。</p> <p>⑤ 取引時確認等の措置を含む顧客管理方法について、マニュアル等の作成・従業員に対する周知を行うとともに、従業員がその適切な運用が可能となるように、適切かつ継続</p>	<p>ニ. <u>特定事業者作成書面等に基づく顧客リスク評価に応じた頻度による顧客情報の調査等、継続的顧客管理の方針を策定し、確実に当該方針を実行すること。また、顧客リスク評価は、定期的な見直しに加えて、同評価に影響を与える事象が発生した際に、顧客リスク評価を随時見直すこと。</u></p> <p>③ <u>特定事業者作成書面等も踏まえつつ、リスクに応じた適切な取引時確認の方法を採用すること。また、テロ資金供与やマネー・ローンダリング、金融サービスの不正利用といった組織犯罪等の手法や態様の高度化・巧妙化を含めた環境変化や自社又は他の事業者における事件の発生状況を踏まえ、定期的かつ適時にリスクを認識・評価し、公的個人認証の導入を含め、取引時確認の向上を図ること。</u></p> <p>④ <u>取引時確認時等において、犯収法上の取引時確認義務の履行に加えて、我が国を含め関係各国による制裁リスト等を照合するなど、受け入れる顧客のスクリーニングを適切に行うこと。また、各種リスト更新時には再スクリーニングを実施すること。</u></p> <p>⑤ 適切な従業員採用方針や顧客受入方針を策定すること。</p> <p>⑥ 必要な監査を実施すること。</p> <p>⑦ 取引時確認等の措置を含む顧客管理方法について、マニュアル等の作成・従業員に対する周知を行うとともに、従業員がその適切な運用が可能となるように、適切かつ継続</p>

事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係「16. 暗号資産交換業者関係」(新旧対照表)

現行	改正案
<p>的な研修を行うこと。</p> <p>⑥ 取引時確認や疑わしい取引の検出を含め、従業員が発見した組織的犯罪による金融サービスの濫用に関連する事案についての適切な報告態勢(方針・方法・情報管理体制等)を整備すること。</p> <p>(2)~(3) (略)</p> <p>(4) 暗号資産の交換等を他の暗号資産交換業者及び国外の事業者との間で行う場合や、自社が開発したシステムを他の暗号資産交換業者及び国外の事業者が使用することを許諾する場合には、マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに基づき、以下の態勢が整備されているか。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>的な研修を行うこと。</p> <p>⑧ 取引時確認や疑わしい取引の検出を含め、従業員が発見した組織的犯罪による金融サービスの濫用に関連する事案についての適切な報告態勢(方針・方法・情報管理体制等)を整備すること。</p> <p>(2)~(3) (略)</p> <p>(4) 暗号資産の交換等や暗号資産の移転(法第2条第15項に規定する暗号資産の交換等に伴うものを除く。以下同じ。)を他の暗号資産交換業者及び国外の事業者(以下「取引業者等」という。)との間で行う場合、<u>取引業者等との間で暗号資産の移転について委託又は受託する旨の契約を締結する場合、取引業者等に対して自社における口座開設を許諾する場合又は自社が開発したシステムを取引業者等が使用することを許諾する場合その他の提携を行う場合には、犯収法第10条の4及び第11条、犯収法施行規則第31条の5及び第32条並びにマネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに基づき、以下の態勢が整備されているか。</u></p> <p><u>(注) これらに係る契約(外国所在暗号資産交換業者と締結する場合に限る。)は、犯収法第10条の4の「外国所在暗号資産交換業者との間で、暗号資産の移転を継続的に又は反復し</u></p>

事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係「16. 暗号資産交換業者関係」(新旧対照表)

現行	改正案
<p>① <u>当該他の暗号資産交換業者及び国外の事業者</u>（以下「取引業者等」という。）の顧客基盤、業務内容、テロ資金供与やマネー・ローンダリングを防止するための体制整備の状況及び国外の取引業者については現地における監督当局の当該取引業者に対する監督体制等について情報収集し、取引業者のテロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスクを適正に評価すること。さらに、これを定期的に見直すほか、テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策に重大な影響を及ぼし得る新たな事象の発生等に際し、必要に応じ、リスク評価を見直すこと。</p> <p>② 統括管理者による承認を含め、取引業者との間の取引に係る契約の締結・継続を適切に審査・判断するなど、適切なリスク低減措置を講じること。</p> <p>③ テロ資金供与やマネー・ローンダリングの防止に関する取引業者との間の責任・役割分担について、文書化する等して明確化すること。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>て行うことを内容とする契約」に該当することがある点に留意すること。</u></p> <p>① <u>当該取引業者等</u>の顧客基盤、業務内容、テロ資金供与やマネー・ローンダリングを防止するための体制整備の状況及び国外の取引業者については現地における監督当局の当該取引業者に対する監督体制等について情報収集し、取引業者のテロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスクを適正に評価すること。さらに、これを定期的に見直すほか、テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策に重大な影響を及ぼし得る新たな事象の発生等に際し、必要に応じ、リスク評価を見直すこと。</p> <p>② 統括管理者による承認を含め、取引業者等との間の取引に係る契約の締結・継続を適切に審査・判断するなど、適切なリスク低減措置を講じること。</p> <p>③ テロ資金供与やマネー・ローンダリングの防止に関する取引業者等との間の責任・役割分担について、文書化する等して明確化すること。</p> <p>④ <u>取引業者等が営業実態のない架空の事業体</u>（いわゆるシェルカンパニー、フロントカンパニー等）でないこと、及び取引業者等がその保有する口座を架空の事業体に利用させないことについて確認すること。また、確認の結果、取引業</p>

事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係「16. 暗号資産交換業者関係」(新旧対照表)

現行	改正案
<p>(5) (略)</p> <p>(6) 暗号資産交換業に係る取引の不正利用等を防止するため、現金の支払や法第2条第7項に規定する暗号資産の交換等を継続的に若しくは反復して行うこと又は同項第3号若しくは第4号の行為を行うことを内容とする契約（以下「口座開設契約等」という。）の締結その他の暗号資産交換業者の特定取引に当たって、必要に応じ、取引時確認を実施するなど、暗号資産交換業に係る取引の不正利用による被害防止のあり方について検討を行い、必要な措置を講じているか。</p> <p>特に、内閣府令第23条第1項第2号に基づき、暗号資産交換業に係る取引について、捜査機関等から当該暗号資産交換業に係る取引が詐欺等の犯罪行為に利用された旨の情報の提供があることその他の事情を勘案して、犯罪行為が行われた疑いがある場合について、以下の態勢を整備する必要がある。</p> <p>①② (略)</p>	<p><u>者等が架空の事業体であった場合又は取引業者等がその保有する口座を架空の事業体に利用されることを許容していた場合、当該取引業者等との契約の締結・継続を遮断すること。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 暗号資産交換業に係る取引の不正利用等を防止するため、現金の支払や法第2条第15項に規定する暗号資産の交換等を継続的に若しくは反復して行うこと又は同項第3号若しくは第4号の行為を行うことを内容とする契約（以下「口座開設契約等」という。）の締結その他の暗号資産交換業者の特定取引に当たって、必要に応じ、取引時確認を実施するなど、暗号資産交換業に係る取引の不正利用による被害防止のあり方について検討を行い、必要な措置を講じているか。</p> <p>特に、内閣府令第23条第1項第2号に基づき、暗号資産交換業に係る取引について、捜査機関等から当該暗号資産交換業に係る取引が詐欺等の犯罪行為に利用された旨の情報の提供があることその他の事情を勘案して、犯罪行為が行われた疑いがある場合について、以下の態勢を整備する必要がある。</p> <p>①② (略)</p>

現行	改正案
<p>(7)~(8) (略)</p> <p>(9) 犯収法施行令第7条第1項第1号タ及びシに掲げる取引を行う場合には、合理的と認められる換算基準により、当該取引に係る暗号資産を本邦通貨である円に換算して、取引時確認等の措置を的確に実施しているか。</p> <p>換算については、継続適用を条件として、例えば次のような方法によることが考えられる。</p> <p>① 暗号資産と他の暗号資産との交換、その媒介、取次ぎ、代理</p> <p>当該交換の対象となる暗号資産の相場(相場がない暗号資産同士との交換を行う場合には、当該暗号資産と交換可能な暗号資産であって、本邦通貨又は外国通貨と交換可能なものの相場)を用いて換算する方法</p> <p>② 暗号資産の移転</p> <p>当該移転の対象となる暗号資産の相場(相場がない暗号資産の移転を行う場合には、当該暗号資産と交換可能な暗号資産であって、本邦通貨又は外国通貨と交換可能なもの の相場)を用いて換算する方法</p> <p>なお、上記①・②に掲げる暗号資産の相場については、取引時点における実勢相場のほか、例えば、次のような相場が考えられる。</p>	<p>(7)~(8) (略)</p> <p>(9) 犯収法施行令第7条第1項第1号ク及びヤに掲げる取引を行う場合には、合理的と認められる換算基準により、当該取引に係る暗号資産を本邦通貨である円に換算して、取引時確認等の措置を的確に実施しているか。</p> <p>換算については、継続適用を条件として、例えば次のような方法によることが考えられる。</p> <p>① <u>暗号資産の交換等</u></p> <p>当該交換等の対象となる暗号資産の相場(相場がない暗号資産同士との交換を行う場合には、当該暗号資産と交換可能な暗号資産であって、本邦通貨又は外国通貨と交換可能なものの相場)を用いて換算する方法</p> <p>② 暗号資産の移転</p> <p>当該移転の対象となる暗号資産の相場(相場がない暗号資産の移転を行う場合には、当該暗号資産と交換可能な暗号資産であって、本邦通貨又は外国通貨と交換可能なもの の相場)を用いて換算する方法</p> <p>なお、上記①・②に掲げる暗号資産の相場については、取引時点における実勢相場のほか、例えば、次のような相場が考えられる。</p>

事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係「16. 暗号資産交換業者関係」(新旧対照表)

現行	改正案
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取引日の属する月若しくは週の前月若しくは前週の末日又は当月若しくは当週の初日の相場</li> <li>・ 取引日の属する月の前月又は前週の平均相場のように1月以内の一定期間における相場</li> </ul> <p><u>(新設)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取引日の属する月若しくは週の前月若しくは前週の末日又は当月若しくは当週の初日の相場</li> <li>・ 取引日の属する月の前月又は前週の平均相場のように1月以内の一定期間における相場</li> </ul> <p><u>(10) 顧客から依頼を受けて暗号資産の移転を行うに際し、他の暗号資産交換業者又は外国暗号資産交換業者（法第2条第17項に規定する外国暗号資産交換業者をいい、犯収法施行令で定める国又は地域に所在するものを除く。以下併せて「他の暗号資産交換業者等」という。）に対し暗号資産の移転に係る通知を行う場合（いわゆるトラベルルール）において、犯収法第10条の5及び第11条、犯収法施行規則第31条の7及び第32条並びにマネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに基づき、以下に掲げる点に留意して、暗号資産の移転に係る通知等が行われているか。</u></p> <p><u>イ. 暗号資産の移転に関する事務規定において、犯収法第10条の5が求めている、顧客及び受取顧客に係る本人特定事項その他の事項（以下「法定通知事項」という。）を正確に通知するための事務手順を規定すること。</u></p> <p><u>ロ. 他の暗号資産交換業者等が暗号資産の移転に係るリスクを適切に認識できるよう、暗号資産交換業者は法定通知事項を正確に通知する態勢を整備すること。</u></p>

事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係「16. 暗号資産交換業者関係」(新旧対照表)

現行	改正案
	<p>ハ. <u>暗号資産の移転に係る通知義務の履行においては、コンプライアンス、システム、コールセンター等の関係部門間を調整し、通知義務に関する犯収法の規定を遵守する態勢を整備すること。</u></p> <p>ニ. <u>顧客から暗号資産の移転の依頼を受ける暗号資産交換業者の部門は、通知事項を適切に把握し、また、暗号資産の移転に係る事務を行う部門は、上記イに掲げる事務手順を踏まえて顧客から暗号資産の移転の依頼を受ける部門が把握した法定通知事項を正確に通知すること。</u></p> <p>ホ. <u>暗号資産交換業者が、法定通知事項の通知を他の暗号資産交換業者等に委託して暗号資産の移転を行う場合においては、顧客との間で暗号資産の移転を行う暗号資産交換業者が通知義務を負っているとの認識の下、受託者との間において、通知義務を確実に履行するための取決め等を締結し、当該取決め等に基づき、受託者による通知の実施状況を適切に確認すること。</u></p> <p>ヘ. <u>他の暗号資産交換業者等が取次ぐ顧客からの暗号資産の移転を暗号資産交換業者が受託して行う場合において、当該暗号資産交換業者が通知義務を負っているとの認識の下、通知義務の履行のために必要な情報を確実に取得するための取決め等を締結し、当該取決め等に基づき、当該他の暗号資産交換業者等による法定通知事項の把握状況を定期</u></p>



事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係「16. 暗号資産交換業者関係」(新旧対照表)

現行	改正案
<p>(新設)</p>	<p><u>的にモニタリングすること。</u></p> <p><u>ト. 通知事項に係る記録を犯収法の定めるところに従って適切に保存していること。</u></p> <p><u>チ. 暗号資産交換業者の経営陣は、暗号資産の移転に係る通知義務の履行状況を正確に把握すること。</u></p> <p><u>リ. 暗号資産交換業者は、暗号資産の移転に係る通知義務に関する犯収法を遵守するための事務手続や組織体制の有効性を適時適切に検証し、必要に応じて見直しを行うこと。</u></p> <p><u>又. 暗号資産の移転に係る通知義務に関する犯収法の遵守状況に関し、必要に応じ、取締役会等は報告を受け、取締役会等は、当該報告に基づき、暗号資産の移転に係る通知義務に関する犯収法を遵守するための態勢整備等につき適切な意思決定を行うこと。</u></p> <p><u>(11) 暗号資産交換業者が行う暗号資産の移転に係る取引が、他の暗号資産交換業者等が管理していないウォレット等の犯収法第10条の5に規定する通知義務の対象外のウォレット（以下「アンホステッド・ウォレット等」という。）との取引等であり、トラベルルールに基づく通知を伴わない場合（犯収法施行規則第24条第9号ハ又はニに掲げる場合に該当するとき）には、その匿名性や移転の制限がないことから、テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスクが一般的に</u></p>

事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係「16. 暗号資産交換業者関係」(新旧対照表)

現行	改正案
	<p><u>高いと考えられる。そのため、アンホステッド・ウォレット等との取引を行う場合には、その取引の頻度、取り扱う暗号資産の性質などを踏まえて、テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスクを特定・評価し、当該リスクに応じた適切な態勢を整備することが求められ、特に以下の措置を講じているか。</u></p> <p><u>(注) アンホステッド・ウォレット等には、利用者が自ら管理するウォレットであるいわゆるアンホステッド・ウォレットのほか、無登録業者の管理するウォレット、我が国の通知義務に相当する義務が課されていない国又は地域に所在する外国暗号資産交換業者の管理するウォレットその他の通知義務の対象とならないウォレットを含む(トラベルルールに基づく通知が必要であるにも関わらず、通知を伴わない場合についても同様)。</u></p> <p><u>① 犯収法第7条第1項及び第11条並びに犯収法施行規則第24条及び第32条に基づき、犯収法施行規則第31条の7第1項に定める事項に相当する事項を収集し、記録しているか(アンホステッド・ウォレット等から暗号資産を受け取る場合には、暗号資産交換業者が知り得た事項に限る)。</u></p> <p><u>② 犯収法第11条及び犯収法施行規則第32条に基づき、アンホステッド・ウォレット等との取引を行う場合には、当該アンホステッド・ウォレット等の属性について、調査・分析を</u></p>

事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係「16. 暗号資産交換業者関係」(新旧対照表)

現行	改正案
	<p>行い、そのリスクを評価しているか。</p> <p>③ ②に加え、特に送金・決済手段として広く利用・取引される可能性がある暗号資産については、当該性質を踏まえたリスクを特定・評価し、当該リスクに応じた適切な態勢整備が必要であり、例えば、以下の態勢を整備しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営陣は、アンホステッド・ウォレット等との取引について、テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスクを低減し、定期的にその有効性を検証する態勢を整備するとともに、法令等遵守・リスク管理事項として、当該リスクの低減を明確に位置づけているか。</li> <li>・ アンホステッド・ウォレット等との取引を監視・分析するにあたって、ブロックチェーンを検証等することによりリスクを把握しているか。</li> <li>・ アンホステッド・ウォレット等との取引を行う利用者や自らの調査を通じて、アンホステッド・ウォレット等に関する情報を適切に取得することとしているか。具体的には、アンホステッド・ウォレット等に暗号資産を移転する場合、移転先のアンホステッド・ウォレット等の情報を利用者等から取得し、疑わしい取引と判断した場合には、利用者に暗号資産を移転させない対応が可能な態勢を整備しているか。また、アンホステッド・ウォレット等から暗号資産を受け取る場合、アンホステッド・ウォレット等の</li> </ul>

事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係「16. 暗号資産交換業者関係」(新旧対照表)

現行	改正案
	<u>情報を利用者等から取得し、疑わしい取引と判断した場合には、受領した暗号資産を利用者に利用させない対応が可能な態勢を整備しているか。</u>